

特定教育・保育施設

確認指導監査基準（令和 6 年 8 月 1 日適用）

荒川区子ども家庭部子育て支援課指導監査係

※本確認指導監査基準は、子ども・子育て支援法第34条第2項に基づき定めるものである。

指導監査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

目 次

第 1 一般原則	1
第 2 利用定員に関する基準	1
第 3 運営に関する基準	
1 内容及び手続の説明及び同意	2
2 正当な理由のない提供拒否の禁止	2
3 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	2
4 特定教育・保育提供困難時の対応	3
5 あっせん、利用調整及び要請に対する協力	3
6 受給資格等の確認	3
7 教育・保育給付認定の申請に係る援助	3
8 施設型給付額の通知	3
9 自己評価	3
10 第三者評価等	4
11 教育・保育給付認定保護者に係る区への通知	4
12 運営規程	4
13 勤務体制の確保等	4
14 利用定員の遵守	5
15 掲示	5
16 教育・保育給付認定の子どもを平等に取り扱う原則	5
17 虐待等の禁止	5
18 秘密保持	5
19 情報の提供	5
20 利益供与等の禁止	6
21 苦情解決	6
22 地域と連携	6

第 4 利用者負担額の基準	
1 利用者負担額等の受領	7
2 上乗せ徴収	7
3 実費徴収	7
4 領収証の交付	8
5 教育・保育給付認定保護者の同意	8
第 5 会計の区分	8
第 6 保育に関する基準	
1 心身の状況等の把握	9
2 小学校等との連携	9
3 事故発生時の対応・事故の再発防止	9
4 緊急時等の対応	9
5 提供の記録	9
6 特定教育・保育の取扱方針	10
7 相談及び援助	10
第 7 記録の整備	10

[凡例]以下の関係法令、通知等を略称して次のように表記する。

	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	法
2	平成26年10月23日条例第21号「荒川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例」	区確認条例

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
第1 一般原則	1 特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めなければならない。 3 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、荒川区（以下、「区」という。）、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	1 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっているか。 2 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めている 3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関等との密接な連携に努めているか。 4 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための責任者を設置する等必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。	1 区確認条例第3条第1項 1 区確認条例第3条第2項 1 区確認条例第3条第3項 1 区確認条例第3条第4項	1 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっていない。 1 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めていない。 1 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関等との密接な連携に努めていない。 1 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じていない。	C B B C
第2 利用定員に関する基準	1 特定教育・保育施設（認定こども園、保育所に限る。）の利用定員の数は、20人以上でなければならない。 2 特定教育・保育施設は、施設区分に応じ、次の子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子ども (2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども (3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分	1 利用定員が適切に設定されているか。 2 各区分ごとの利用定員を定めているか。	1 区確認条例第4条第1項、第2項 1 区確認条例第4条第2項	1 利用定員が20人以上となっていない。 1 各区分ごとの利用定員を定めていない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
第3 運営に関する基準					
1 内容及び手続の説明及び同意	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、以下の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 <重要事項に記載すべき項目> (1) 運営規程の概要 (2) 職員の勤務の体制 (3) 利用者負担の内容 (4) その他保育の選択に資すると認められる重要事項 2 特定教育・保育施設は、前項の規定による文書の交付に変えて、当該利用者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、区確認条例第53条第2項各号、及び第3項に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。 特定教育・保育施設は、電磁的方法により前項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 （1）電磁的方法のうち、特定教育・保育施設が使用するもの 3 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、同条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	1 重要事項等を交付し説明を行い、同意を得ているか。 2 電磁的方法により前項に規定する重要事項を提供しようとするときは、電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 3 重要事項の提供を電磁的方法により行っていないか。（前項の承諾を得た場合を除く。）	1 区確認条例第5条 1 区確認条例第53条第2項、第3項、第4項 1 区確認条例第53条第5項第	1 重要事項等を交付し、説明を行い、同意を得ていない。 1 電磁的方法により前項に規定する重要事項を提供しようとするときは、電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 1 重要事項の提供を電磁的方法により行っている。（前項の承諾を得た場合を除く）	C C C
2 正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由なく利用申込みを拒んではならない。 2 私立保育所は、区から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	1 正当な理由なく、利用申込を拒んでいないか。 2 正当な理由なく、区から保育を行うことの委託を拒否していないか。	1 法第33条第1項 2 区確認条例第6条第1項 1 区確認条例附則第2条第2項	1 正当な理由なく、利用申込を拒んでいる。 1 正当な理由なく、区から保育を行うことの委託を拒否している。	C C
3 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	1 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用申込数と在園数の総数が、利用定員数を超える場合、公正な方法により選考しなければならない。 （公正な方法の例示） (1) 抽選 (2) 申込受付順 (3) 施設の設置者の理念、基本方針等に基づく選考 (4) その他公正な方法	1 認定こども園、幼稚園において、利用定員を超える場合、公正な方法により選考を行っているか。	1 法第33条第2項 2 区確認条例第6条第2項	1 公正な方法による選考を行っていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
4 特定教育・保育提供困難時の対応	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用申込数と在園数の総数が利用定員数を超える場合、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考しなければならない。	2 認定こども園又は保育所において、利用定員を超える場合、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考を行っているか。	1 区確認条例第6条第3項	1 優先的に利用できるよう選考していない。	C
	3 特定教育・保育施設は、上記1又は2に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で選考しなければならない。	3 選考の方法を事前に明示した上で、選考を行っているか。	1 区確認条例第6条第4項	1 選考方法を事前に明示していない。	C
	1 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育の提供が困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 自ら適切な教育・保育の提供が困難な場合、適切な特定教育・保育施設又は特定保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	1 区確認条例第6条第5項	1 自ら提供が困難な場合、適切な措置を速やかに講じていない。	C
	5 あっせん、利用調整及び要請に対する協力	1 特定教育・保育施設は、利用について法第42条の規定に基づき区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 区確認条例第7条第1項、第2項	1 区のあっせん、調整及び要請に対して協力できていない。	B
6 受給資格等の確認	2 認定こども園又は保育所において、児童福祉法第24条第3項の規定に基づき区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 区のあっせん、調整及び要請に協力しているか。			
6 受給資格等の確認	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する教育・保育給付認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめなければならない。	1 受給資格等を確認しているか。	1 区確認条例第8条	1 教育・保育給付認定証により、受給資格等を確認していない。	C
7 教育・保育給付認定の申請に係る援助	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 また、必要に応じて、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも有効期間の満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 教育・保育給付認定の申請に係る必要な援助を行っているか。	1 区確認条例第9条第1項、第2項	1 教育・保育給付認定の申請に係る必要な援助を行っていない。	C
8 施設型給付額の通知	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、施設型給付費の額を通知しなければならない。	1 保護者に対し、施設型給付費等の額を通知しているか。	1 区確認条例第14条第1項	1 施設型給付費等の額を保護者に通知していない。	C
	2 法定代理受領を行わない場合、提供内容、費用の額その他必要な事項を記載した特定教育・保育提供証明書を交付しなければならない。	2 特定教育・保育提供証明書を交付しているか。	1 区確認条例第14条第2項	1 特定教育・保育提供証明書を交付していない。	C
9 自己評価	1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 特定教育・保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図っているか。	1 区確認条例第16条第1項	1 特定教育・保育の質の自己評価を行い、改善を図っていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
10 第三者評価等	1 特定教育・保育施設は、定期的に利用者その他特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 定期的に外部の者等による評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	1 区確認条例第16条第2項	1 外部の者等による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていない。	B
11 教育・保育給付認定保護者に係る区への通知	1 特定教育・保育施設は、保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしているときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1 保護者の偽りその他不正な行為について、区に通知しているか。	1 区確認条例第19条	1 保護者の偽りその他不正な行為について、区に通知していない。	C
12 運営規程	1 特定教育・保育施設は次に掲げる重要事項に関する規程（「運営規程」）を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5) 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担額その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 区条例第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(区条例第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。) (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	1 運営規程を定めているか。	1 区確認条例第20条	1 運営規程を定めていない。 2 運営規程に漏れがある。	C B
13 勤務体制の確保等	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 職員の勤務体制を定めているか。 2 当該施設の職員によって特定教育・保育が提供されているか。 3 職員の資質向上のための研修の機会を確保しているか。	1 区確認条例第21条第1項 1 区確認条例第21条第2項 1 区確認条例第21条第3項	1 職員の勤務体制を定めていない。 1 当該施設の職員によって特定教育・保育が提供されていない。 1 職員の資質向上のための研修の機会を確保していない。	C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
14 利用定員の遵守	1 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	1 利用定員を遵守しているか。（やむを得ない事情がある場合は除く。）	1 区確認条例第22条	1 利用定員を超えて 特定教育・保育 の提供を行っている。	C
15 掲示	1 特定教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（講習によって直接受信されることを目的として講習からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 重要事項の掲示をするとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しているか。	1 区確認条例第23条	1 重要事項の掲示をするとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供していない。	C
16 教育・保育給付認定の子どもを平等に取り扱う原則	1 特定教育・保育施設においては、子どもの国籍、信条、社会的身分等、又は費用を負担をするか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。	1 差別的な扱いをしていないか。	1 区確認条例第24条	1 国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的な扱いをしている。	C
17 虐待等の禁止	1 特定教育・保育施設の職員は、子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	1 区確認条例第25条	1 子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
18 秘密保持	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、規定等の整備や雇用時の取り決め等、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	1 業務上知り得た秘密は保持されているか。 2 業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。 3 個人情報保護に関し、保護者の同意を得ているか。	1 区確認条例第27条第1項 1 区確認条例第27条第2項 1 区確認条例第27条第3項	1 正当な理由なく業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしている。 1 業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていない。 1 情報提供する際、文書により保護者からの同意を得ていない。	C C C
19 情報の提供	1 特定教育・保育施設は、施設を利用しようとする子どもに係る保護者が、その希望を踏まえて適切に施設を選択することができるように、当該施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 施設は、当該施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 当該施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 施設についての広告内容が虚偽又は誇大となっていないか。	1 区確認条例第28条第1項、第2項	1 当該施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていない。 1 施設についての広告内容が虚偽又は誇大となっている。	B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
20 利益供与等の禁止	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 当該施設を子どもや家族に紹介することの対償として、利用者支援事業者等に利益の供与をしていないか。	1 区確認条例第29条第1項	1 施設を紹介することの対償として、利用者支援事業者等に利益の供与を行っている。	C
	2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	2 利用者支援事業者等へ子どもや家族を紹介することの対償として、利益の収受をしていないか。	2 区確認条例第29条第2項	1 子ども若しくは家族を紹介することの対償として、利用者支援事業者等から利益の収受を行っている。	C
21 苦情解決	1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。	1 区確認条例第30条第1項	1 窓口を設置する等の苦情解決の仕組みを整備していない。	C
	2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	2 苦情の内容等を記録しているか。	1 区確認条例第30条第2項 2 区確認条例第34条第2項第4号	1 苦情の内容等を記録していない。	C
	3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3 苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めているか。	1 区確認条例第30条第3項	1 苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めていない。	B
	4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該区の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	4 区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行っているか。	1 区確認条例第30条第4項	1 区が行う調査に協力していない。 2 区からの指導又は助言に対し、改善を行っていない。	C
	5 特定教育・保育施設は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該区に報告しなければならない。	5 区からの求めがあった場合、改善報告をしているか。	1 区確認条例第30条第5項	1 区へ改善報告をしていない。	C
22 地域との連携	1 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。	1 区確認条例第31条	1 地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
第4 利用者負担額の基準					
1 利用者負担額等の受領	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)当該特定教育・保育に係る利用者負担額((満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額)をいう。以下この章において同じ。)の支払を受けるなければならない。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額)をいう。下記2上乗せ徴収において同じ。)の支払を受けなければならない。	1 利用者負担額の支払いを適切に受けているか。 2 法定代理受領を受けないとき、特定教育・保育費用基準額の支払いを適切に受けているか。	1 区確認条例第13条第1項 1 区確認条例第13条第2項	1 利用者負担額の支払いを適切に受けていない。 1 法定代理受領を受けないとき、特定教育・保育費用基準額の支払いを適切に受けていない。	C C
2 上乗せ徴収	1 特定教育・保育施設は、上記1利用者負担額等の受領2の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払いを保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しなければならない。	1 特に必要であると認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されているか。	1 区確認条例第13条第3項	1 特に必要であると認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されていない。	C
3 実費徴収	1 特定教育・保育施設は、上記1の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用のみ当該費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用	1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支給を受けていないか。	1 区確認条例第13条第4項	1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支給を受けている。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
	(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ当該（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円 （イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円） イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ当該（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） （ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 （イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 (5) 上記（1）～（5）に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの				
4 領収証の交付	1 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	1 領収証を交付しているか。	1 区確認条例第13条第5項	1 領収証を交付していない。	C
5 教育・保育給付認定保護者の同意	1 特定教育・保育施設は、区条例第13条第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	1 使途・額・理由について、書面で明らかにするとともに、第4項の金銭の支払いに係る同意を除き、文書による同意を得ているか。	1 区確認条例第13条第6項	1 使途・額・理由について、書面で明らかにするとともに、第4項の金銭の支払いに係る同意を除き、文書による同意を得ていない。	C
第5 会計の区分	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 会計の区分はされているか。	1 区確認条例第33条	1 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
6 特定教育・保育の取扱方針	1 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園 ＜幼保連携型認定こども園教育・保育要領＞ (2) 認定こども園 ＜幼稚園教育要領、保育所保育指針＞ (3) 幼稚園 ＜幼稚園教育要領＞ (4) 保育所 ＜保育所保育指針＞ 2 認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、前項第2号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。	1 施設の区分に応じた適切な特定教育・保育の提供を行っているか。	1 区確認条例第15条第1項、第2項 2 区確認条例第34条第2項第1号	1 施設の区分に応じ、該当する要領・指針等に基づき、心身の状況等に応じた適切な特定教育・保育の提供を行っていない。	C
7 相談及び援助	1 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	1 区確認条例第17条	1 常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行ってない。	C
第7 記録の整備	1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	1 区確認条例第34条第1項	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
	2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ＜5年保存しなければならない帳簿＞ (1) 指導計画 (2) 保育日誌（園日誌） (3) 保護者の不正等に関する区への通知に係る記録 (4) 苦情受付簿 (5) 事故簿	2 特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	1 区確認条例第34条第2項	2 特定教育・保育の提供に関する記録を5年間保存していない。	C